平成２８年（フ）第３３号
山形県上山市矢来４丁目11―43―21、住民票上の住所山形市蔵王成沢141番地
破産者　森　　浩之
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
山形市桧町４丁目５番20号　コーポ桧　７号、前住所山形市五十鈴２丁目５番39号　フォーブルＫ　203号
破産者　青柳　英子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
山形市大字上反田38番地、前住所山形県南陽市若狭郷屋671番地の２　クレセントＡ号室
破産者　佐藤　優子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2852番地の内１号
破産者　高橋　重博
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１２６号
富山県砺波市庄川町金屋2895番地１、開始決定時の住所富山県砺波市庄川町金屋87番地４
破産者　永田　初江
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１５号
富山県南砺市井波1399番地７
破産者　上田　弘之
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３４号
富山県砺波市東石丸30番地15
破産者　島　　彰宏
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１４４号
岐阜県関市倉知157番地３　オーロラタウン101、前住所岐阜県関市神野907番地
破産者　大野　道隆
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
静岡市葵区西瀬名町11番21号
破産者　勝見　敏之
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６５９号
愛知県春日井市篠木町６丁目2486番地１　サンビレッジ篠木Ｄ101号、従前の住所愛知県春日井市東野町10丁目17番地１　ライオンズガーデン春日井東野町604号室
破産者　土谷　祐次
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２９号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目1605番地　グリーンパレス高木201号
破産者　瀬利　智昭
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０５３号
大阪府高槻市富田町４丁目16番９号
破産者　近藤豊朗こと　近藤　好男
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４９号
大阪府東大阪市川俣３丁目１―24　グランユニゾン207号、住民票上の住所大阪市城東区新喜多東２丁目３番２―515号
破産者　浦西　利治
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５号
大阪市住吉区苅田２丁目11番29号
破産者　石川　正幸
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３４号
大阪府大東市明美の里町21番16号　プリミエール明美の里106号
破産者　ステーキ＆ハンバーグＳＯＲＡこと　前川　泰三
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６９号
大阪市西区江戸堀１丁目20番１号
破産者　綾部　泰巳
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５５号
大阪市東淀川区大桐４丁目５番23号
破産者　藤田　良一
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２７号
大阪市西淀川区大和田３丁目３番９号　大和田ローズマンション303号室
破産者　藤本菜緒子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２９号
鹿児島県鹿屋市川西町4707番地８
破産者　黒木　靖之
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部